

入 札 公 告（入札後審査型・個別事項）

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（入札後審査型・共通事項）により行うものとする。

- 1-1 公 告 日 平成22年11月16日（火）
 1-2 入札執行者 静岡県道路公社 理事長 村松靖則
 1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル10階
 静岡県道路公社総務部総務課 電話 054-254-3421

1-4 工事内容等

入札番号	第30号
工事名	平成22年度 伊豆スカイライン 橋梁補修工事（亀石橋・中伊豆橋）
工事場所	伊東市宇佐美 ～伊豆市冷川 地内
工事概要等	亀石橋、中伊豆橋 上部工補修 1式、伸縮装置工 1式、橋面防水工 1式、 防護柵取替工 1式
工 期	平成23年3月15日限り

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	土木一式工事にかかる認定を受け、A等級、B等級及びC等級に格付けされた者。
②許可の種類	土木工事業に係る特定又は一般の建設業の許可を受けたもの。
③営業所の所在地	静岡県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所があり、当該営業所が土木工事業の静岡県建設工事の入札参加資格を有していること。
④同種工事の施工実績	平成9年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるもの）に、静岡県及び当公社発注の橋梁補修工事（橋梁上部工の修繕、補強等）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。なお、施工実績に係る工事成績評定が64点以下の場合、同種工事実績として認めない。 ○同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料に添付すること。 ・入札公告（入札後審査型・共通事項）に記載されているもの ・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
⑤右に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に（専任で）配置できること。（ただし、入札価格に消費税相当額を加算し	・平成9年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるもの）に、1-5④の工事と同種の工事の施工経験を有するもの。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。 なお、静岡県及び当公社発注工事での施工実績に係る工事成績評定が

た金額が2千5百万円以上になる場合には、専任で配置することを条件とする。）	<p>64点以下の場合は、同種工事实績として認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること（専任の技術者を条件とする場合。専任の技術者は請負金額2500万円（建築一式工事は5000万円）以上の場合必要） ・下請契約の合計が3000万円（建築一式工事の場合は4500万円）以上の場合、監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者。 ・営業所の専任技術者ではないこと。 <p>○同種工事の施工実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）2-2に記載されているもの ・当該工事の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
⑥技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること。	1-6の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること。（土日祝日を含む。）
⑦その他の条件	入札公告「共通事項」2-1記載のとおり

1-6 入札日程

入札前に入札参加資格の確認申請書（以下「申請書」）の提出	<p>公告の日の翌日から平成22年11月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>午前9時から午後4時まで（申請書は、各2部（正本1部、副本1部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手380円貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参）</p> <p>*提出資料については、入札公告「共通事項」参照</p>	入札後審査型・共通事項2-2
入札参加資格の確認通知	平成22年11月25日（木）に発送する。	
入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	<p>通知を受けた日から平成22年11月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>午前9時から午後4時まで（契約条項を示す場所）</p>	入札後審査型・共通事項2-4
上記の回答期限	平成22年12月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	入札後審査型・共通事項2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	<p>(1)金抜き設計書及び特記仕様書等 当公社ホームページに掲載する。 http://www.siz-road.or.jp/bid/index.html</p> <p>(2)図面 当公社ホームページに掲載及び1-7に示す方法により交付</p>	入札後審査型・共通事項2-3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日から平成22年12月8日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで	入札後審査型・共通事項2-3
設計図書等に対する質問受付期間 ＜現場代理人常駐義務に係る質疑等を含む。（対象工事	公告の日から平成22年11月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 期間内の午前9時から午後4時まで	入札後審査型・共通事項2-3

の場合) >		
上記の回答書縦覧等期間	平成22年12月6日(月)から平成22年12月8日(水)まで	入札後審査型・共通事項2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	日時:平成22年12月9日(木) 午後1時30分 場所:静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル10階 静岡県道路公社101会議室 開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状(代理人の場合)、入札参加資格確認通知書、工事費内訳書及び工事費積算資料	入札後審査型・共通事項2-5
入札価格(工事費)内訳書	必要	入札後審査型・共通事項2-6
開札日時	日時:平成22年12月9日(木) 午後1時30分	入札後審査型・共通事項2-7
入札後に行う入札参加資格確認資料の提出	開札の日から平成22年12月13日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) 期間内の午前9時から午後4時まで(契約条項を示す場所に持参すること。)	入札後審査型・共通事項2-2
入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から平成22年12月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)(次順位者以降の者の期日は別途指示する。) 午前9時から午後4時まで(契約条項を示す場所に提出すること。)	入札後審査型・共通事項2-4
上記の回答期限	平成22年12月28日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	入札後審査型・共通事項2-4

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-7 設計図書等の交付方法

1 設計図書等の交付 静岡県道路公社のホームページに掲載する。
2 設計図書等の縦覧・貸出 ・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。

1-8 設計図書等に関する質問に対する回答

・道路公社ホームページに回答を記載する。 ・契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1-9 その他

調査基準価格(または最低制限価格)の設定	本工事に適用される最低制限価格の算定式は改定されています。県ホームページ「建設業のひろば」に掲載した平成22年4月1日以降に公告した案件に適用される「最低制限価格調査実施要領・運用」を参照して下さい。 最低制限価格の設定 有 最低制限価格の補正 無
----------------------	--

前払金	請負代金の 60%以内（ただし中間前払金 20%を含む。）
部分払	請負代金が 100 万円以上 2,000 万円未満は 2 回以内、2,000 万円以上 5,000 万円未満は 3 回以内、5,000 万円以上は 4 回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
I S Oを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	否
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無

入 札 公 告（入札後審査型・共通事項）

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第167条の4 の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載）
建設業法（昭和 24 年法律第100号）第3 条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載）
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 2 9 日付け管第 3 2 4 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成のうえ提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出は、契約条項を示す場所へ持参する。
- (3) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日 ただし、技術者の専任配置が条件とされている場合、その専任配置見込みの確認については、入札公告（入札後審査型・個別事項）1-5⑥において示された期日とする。（以下、「専任見込み確認基準日」という。）
申請書	入札後審査型様式 2
入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の資料（添付資料含む。）を作成のうえ、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。 1 同種工事の施工実績（様式第 3 号）（入札参加条件の場合） 2 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第 4 号） 3 許可等の状況（様式第 5 号）
同種工事の施工実績の確認（参加条件の場合）	様式第 3 号に同種工事の施工実績があると確認できる工事を複数記載することができる。（ただし、様式第 2 号に記載されていない工事を記載することはできない。） ○同種工事の施工実績を証するものとして以下の書類を添付すること。 ・同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し〈ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている工事の場合は、様式第 3 号に登録済みであることを明記したうえで、契約書の写しを省略することができる。〉または工事カル

	<p>テ (CORINS) の写し等 (上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告 (入札後審査型・個別事項) 1-5 に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同種工事の施工実績が静岡県及び当公社発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し (完成検査合格通知書等)
<p>配置予定技術者等の資格・工事経験の確認 (参加条件の場合)</p>	<p>様式第 4 号に 1 - 5 に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事経験を記載すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完了等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して 20 日目 (土日祝日を含む。) から専任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は完了検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <p>専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合や CORINS 等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、または契約を解除する。契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県道路公社は一切の損害賠償の責を負わない。</p> <p>他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完了等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 (平成元年 8 月 29 日付け管第 3 2 4 号) に基づく入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類 (建設業の許可申請書の様式八号 (1) または (2) の写し) 当該技術者との雇用関係を証する書面 (健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの) の写し 監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し <p>○同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し (ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている工事の場合は、様式第 4 号に登録済みであることを明記したうえで、契約書の写しを省略することができる。) または工事カルテ (CORINS) の写し等 (上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告 (入札後審査型・個別事項 1-5) に記載)

	・同種工事の施工実績が静岡県及び当公社発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
許可等の状況 舗装施工管理技術者の 在籍状況	様式第5号に建設業許可の状況及び経営事項審査の結果（並びに営業所の状況〔県内に営業所があることを条件とする場合〕）を記載すること。
許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（及び受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び様式第22号の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類〔県内に営業所があることを条件とする場合〕）を提出
入札参加資格	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し
経営事項審査結果通知 書の写し	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの）の写し

- ・申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告（入札後審査型・個別事項）に記載
質問	書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	道路公社ホームページに掲載及び契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	書面を持参して入札する。 入札・開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書（提出が必要な場合のみ）を提出すること。
その他注意事項	① 郵送及び電送による入札は認めない。 ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提

出を求める。

なお、入札価格（工事費）内訳書の提出の要否は、個別事項において記載する。

受付	入札書の提出に準じる。
様式	様式第9号
取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、 低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。
落札者の決定方法	①地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。調査基準価格を設定した工事にあつては、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。 なお、入札価格が「低入札価格調査制度による調査実施要領」第11条の「契約しない数値基準」未満の場合は、当該入札を無効とする。 ②入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	①入札保証金 免除。 ②契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
契約書の作成	① 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

<p>暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p>	<p>① 本工事の受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。</p> <p>② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>* 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。</p>
<p>その他</p>	<p>①入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>② 落札者は、様式第4号に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合）</p> <p>③契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。</p> <p>④契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>⑤ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>⑥ 1-5 に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>⑦低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。なお、低入札調査対象者は、契約締結における条件として、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同様以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならないので入札において注意すること。</p> <p>⑧ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>